

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 15日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)					
京都市南区上鳥羽塔ノ森東向町66		株式会社 アース カーゴ 代表取締役 西端圭策 電話 075 - 661 -1000					
主たる業種	運輸業	細分類番号	4 4 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境マネジメントシステムの推進により、燃料効率《対純売上比》3%を目指す。						
計画を推進するための体制	環境マネジメントシステムの推進体制に順ずる。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,987.1 トン	3,025.7 トン	3,015.5 トン	3,013.5 トン	1.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,976.0 トン	3,002.9 トン	2,992.7 トン	2,990.7 トン	0.7 パーセント	
目標の根拠	効率の良い配車 (積合わせ) をすることで、売上に対し燃料の使用料を下げられる。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (トンキロ/100)	1.79	1.89	1.88	1.88	5.22 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	純売上/0=で、10当たりの純売上金額を出し、その数値を上げる事で燃料効率の向上とみなします。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	88.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積輸送の増					
	(30)年度	省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積輸送の増					
	(31)年度	省エネ運転の奨励・アイドリングストップ・合積輸送の増					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特別な措置は、ありません。					
	上記の措置を採用する理由	理由として、公共交通機関の駅が遠く不便、さらに深夜・早朝の出勤・退勤が多く、自転車・バイク・自動車を使用している					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	15.2	トン	15.2	トン	15.2	トン
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計	22.8	トン	22.8	トン	22.8	トン	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	太陽光発電で得た電力を関西電力に売電しています。						
特記事項	平成29年1月1日 代表取締役社長 西畑義昭 より 代表取締役社長 西畑圭策に変更。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成30年 1月 31日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条東島町63-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) エムケイ株式会社 代表取締役 青木信明 電話 075-555-3186					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業	細分類番号	4 3 2 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善に関する取組により、CO2排出量の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	営業本部・管理本部を中心として実施計画の策定、進捗管理方法を構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	16,840.7 トン	19,741.5 トン	19,544.1 トン	19,348.6 トン	16.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,027.9 トン	19,741.5 トン	19,544.1 トン	19,348.6 トン	2.7 パーセント	
目標の根拠	エコカーの割合を増やすことで、各年度はその前年度より削減する						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	輸送車両	事業活動に伴う排出の量 (実車走行万キロ)	4.21	4.94	4.89	4.84	16.15 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	旅客運送しての事業であるため、空車走行を除いた実車走行距離で除する						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	80.0 パーセント	80.0 パーセント	80.0 パーセント	120.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	エコカーの割合を増やす					
	(30)年度	エコカーの割合をさらに増やす					
	(31)年度	特に電気自動車の導入も視野に、より環境に優しいエコカーの割合を増やす					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	営業所に隣接する社員寮・社宅を新規に設ける、公共交通機関で通勤できる勤務体系を増やす					
	上記の措置を採用する理由	従業員の利便性や働き方改革も考慮した措置をとる					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン			
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区太秦下刑部町1-2番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都市交通局 京都市公営企業管理者 交通局長 山本耕治 電話 075 - 863 - 5031					
主たる業種	鉄道業(地下鉄事業)及び道路旅客運送業(一般乗合旅客自動車運送業)	細分類番号	4 2 1 3				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境に優しい公共交通機関である市バス・地下鉄の利用を促進し、自動車交通(マイカー)中心社会からの転換を図るとともに、ハイブリットバス及びアイドリングストップバス等環境に優しい車両の導入や、バスの走行環境改善、職員への啓発、設備機械等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの両面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。						
計画を推進するための体制	市長を本部長とした組織である「京都市地球温暖化対策推進本部」における各部会の構成員(各部門に1人)を中心に、実施状況及び進捗状況を管理する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	89,821.2 トン	88,761.3 トン	88,761.3 トン	88,761.3 トン	-1.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	88,762.3 トン	88,761.3 トン	88,761.3 トン	88,761.3 トン	0.0 パーセント	
	目標の根拠	低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、機器の適正な運転により、温室効果ガス排出を減らす。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	交通事業	事業活動に伴う排出の量 排出量/1日平均旅客数(百人)	12.12	11.99	11.53	11.10	-4.79 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	平成29年度予算で見込んでいた旅客数及び「地下鉄・市バスお客様1日80万人推進本部」にて目標に掲げている1日平均旅客数当たりの排出量を原単位として算出。 ・マイカーから公共交通への転換が図られることにより、総合的な温室効果ガス排出量の削減に繋がる。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		123.0 パーセント	123.0 パーセント	123.0 パーセント	123.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努める。					
	(30)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努める。					
	(31)年度	低公害車両の導入、バスの走行環境の改善、エコドライブの啓発、節電の取組、空調等の機器の適正な運転、公共交通利用促進に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるための実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤を原則禁止するとともに、毎月16日をノーマイカーデーとして公用車の使用を控える。					
	上記の措置を採用する理由	平成21年度から実施しており、既に多くの職員へ浸透していることから継続して実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・交通局では、マイカーから公共交通への利用転換を促すため、環境定期券制度の導入で土・日のマイカー抑制に努めていることをはじめ、市バス「e c o サマー」や市バス・地下鉄乗継割引等、様々な料金施策を実施している。 ・PTPS(北大路BT~九条車庫前、北大路BT~京都市役所前)の活用や、京都府警及び関係機関と連携し違法駐車への啓発等の市バスの走行環境改善に向けた様々な取組を行っている。						
特記事項	1人1kmあたりの輸送による二酸化炭素の排出量は、バスが51(g-CO2)、鉄道が19(g-CO2)、自家用乗用車が173(g-CO2)となっており、バスは自動車に比べて約3分の1、鉄道は約9分の1となっている。(国土交通省資料より)						

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月25日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市右京区嵯峨明星町1-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京都バス株式会社 代表取締役 宮川 豪夫 電話 075 - 871 - 7521					
主たる業種	道路旅客運送業(一般乗合・一般貸切・特定旅客自動車運送業)		細分類番号 4 3 1 1				
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境保全や資源の保護に配慮した日常行動を通じて地域社会に貢献する。						
計画を推進するための体制	取締役社長を統括者、企画課長を環境管理責任者、各課課長をエコリーダーと定め自主基準による目標を設定、環境改善計画を構築し活動する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,637.1 トン	4,623.4 トン	4,623.4 トン	4,623.4 トン	-0.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,623.6 トン	4,295.4 トン	4,295.4 トン	4,295.4 トン	-7.1 パーセント	
	目標の根拠	最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施し、3年平均▲-0.3%削減を目指す					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (燃料消費率×100)	16.08	15.87	15.72	15.56	-2.26 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
		原単位の指標及び目標の根拠	車両の代替を計画的に実施し、燃料消費率を向上させる				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		133.0 パーセント	133.0 パーセント	133.0 パーセント	133.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施する。					
	(30)年度	最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施する。					
	(31)年度	最新の排ガス規制に適合した車両への代替を実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日は事務職員を対象にノーマイカーデーを実施している					
	上記の措置を採用する理由	環境活動の一環として実施することにより、従業員の賛同を多く得られたため。又、事故等の通勤災害を減少できる等の利点もある為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし						
特記事項	第二計画期間の超過削減量984 t-CO2を平成29年度・30年度・31年度の排出量から差し引いて記載している						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月20日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市天王寺区上本町6-1-55		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 近畿日本鉄道株式会社 代表取締役社長 和田林道宜 電話 06-6775-3357					
主たる業種	鉄道業	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から28年度の平均の排出量を基準に、平成29年度以降の温室効果ガス排出量を毎年度1%以上削減する。						
計画を推進するための体制	役員をメンバーとする環境対策委員会において、平成26年度から28年度の平均の排出量を基準年度排出量とする新たな実行計画の進捗管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,600.5 トン	6,468.2 トン	6,468.2 トン	6,468.2 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,534.2 トン	6,363.2 トン	6,363.2 トン	6,363.3 トン	-2.6 パーセント	
目標の根拠	省エネ法に定められた年平均1%の削減を超えるように取り組む。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道	事業活動に伴う排出の量 (客車走行キロ/100万)	23.02	22.56	22.56	22.56	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	排出量を、エネルギー使用量と密接な関連がある客車走行キロで割ったものを原単位とする。省エネ法に定められた年平均1%以上の削減を超えるように取り組む。						
重点的に実施する取組の実行計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	150.0 パーセント	150.0 パーセント	150.0 パーセント	150.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	LED等、省エネ設備を導入する。					
	(30)年度	LED等、省エネ設備を導入する。					
	(31)年度	省エネ車両やLED等、省エネ設備を導入する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤には自社線または公共交通機関を利用する。					
	上記の措置を採用する理由	自家用車よりもCO2排出量が少ない公共交通機関を利用することが全体でのCO2排出量を抑制することになるため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	駅に分別ごみ箱を設置し、廃棄物の削減及びリサイクルにつとめている。使用済み乗車券等もリサイクルしている。						
特記事項	第二期間の超過削減量314.9tのうち、平成29年度に105t、平成30年度に105t、平成31年度に104.9tを使用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 8月 18日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市中央区大手前1丁目7番地31号(OMMビル)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪電気鉄道株式会社 代表取締役社長 中野 道夫 電話 06-6944-2521					
主たる業種	普通鉄道	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	鉄道電力における総合原単位を基準年度より、毎年1%ずつの削減を目指す。						
計画を推進するための体制	京阪環境マネジメントシステムに基づく鉄道電力削減PRJにより、エネルギーの効率化の改善計画並びに使用エネルギー削減計画の推進及び適正な電力管理を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	27,594.2 トン	22,438.5 トン	22,211.9 トン	21,985.2 トン	-19.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	27,632.9 トン	20,832.4 トン	20,605.8 トン	20,379.1 トン	-25.4 パーセント	
	目標の根拠	鉄道電気の特色として気象・乗降客数、車両走行距離により大きく変動するため、正確な目標設定が不可能であるが、条例に基づく目標削減率により努力目標として上記排出量の数値を記載した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (車両走行軒/10,000)	30.61	30.32	29.42	29.31	-3.03 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	鉄道電力削減PRJの各種取組みより総合原単位年1%削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント	87.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
	(30)年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
	(31)年度	省エネルギー型信号設備電源(LED化)ならびに空調設備、照明設備、駅冷房用冷凍機の省エネルギー型への更新。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月20日をノーマイカーデーとし、実施率100%を目指している。					
	上記の措置を採用する理由	平成29年4月に大阪府交通対策協議会が交通流の円滑化を図る運動の一環としてノーマイカーデーを設定したのを受けて、鉄道事業者として当社もその趣旨に賛同し、同取組みを導入した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	公共交通利用促進を目的にサイクル&ライド駐輪場を新設または増設する。						
特記事項	第二期計画期の超過削減量 4818.4トンを本計画期間に繰越し、平成29年度から3ヵ年にわたり差引を行う。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年 9月26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区東九条南石田町5番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 京阪バス株式会社 取締役社長 鈴木一也 電話 075-682-2310					
主たる業種	道路旅客運送業	細分類番号	4 3 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、自社環境マネジメントシステムにより温室効果ガスの排出量1%削減を目指す。						
計画を推進するための体制	取締役を環境管理責任者とする京阪バスグループ環境マネジメントシステム						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	6,563.1 トン	6,134.4 トン	6,073.0 トン	6,012.3 トン	-7.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	6,196.5 トン	5,622.0 トン	5,560.6 トン	5,499.9 トン	-10.3 パーセント	
	目標の根拠	あらゆるエネルギー消費の改善策を検討するとともに、より効率的な事業運営を目指すことで、目標の達成を図る。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10,000)	10.12	9.55	9.55	9.55	-5.63 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	バスの走行距離に応じ排出量は増減するが、エコドライブにより燃料消費を抑制することで、確実に原単位当たりの排出削減を図る。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		100.0	100.0	100.0	100.0	パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
	(30)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
	(31)年度	エコドライブを通じ、燃料消費の抑制を目指す。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	本社事務所において、毎月16日の京都市ノーマイカーデー、第4木曜日に独自のノーマイカーデーを実施している。この取組みにより、エコ通勤事業所の認証を受けている。					
	上記の措置を採用する理由	本社事務所では、日勤勤務者のみのため業務上の理由がない限り原則マイカー通勤を禁止しているが、重ねてノーマイカーデーを実施し社員への啓発を行っている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	低燃費車、アイドリングストップ装置装着車などを導入し、窒素酸化物や粒子状物質の排出量削減に努めている。また、環境定期券制度を導入し、土・休日のマイカー抑制に努めるなどの施策を行っている。						
特記事項	社外の環境セミナー等へ参加するとともに、環境マネジメントシステムにより社員の意識改革を啓発している。第二計画期間の超過削減量1537.4トンを使用する。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成 29年 9月 26日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京都市南区上鳥羽角田町68番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 佐川急便株式会社 代表取締役 荒木秀夫 電話 075 - 691 - 6500

主たる業種	貨物自動車運送事業		細分類番号	4	4	1	2	
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ		京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで							
基本方針	社会と自然との共生を図りつつ、地球環境に配慮した事業活動を推進し、自主的で継続的な環境経営に取り組む。							
計画を推進するための体制	「環境理念・環境方針」のもと、事業活動全体でのCO2排出量削減をはじめ、国や自治体、企業と協働することで、より実効性の高い環境負荷低減に取り組む。							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	3,346.5 トン	3,329.4 トン	3,312.9 トン	3,296.4 トン	-1.0	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,362.8 トン	3,107.4 トン	3,090.9 トン	3,072.5 トン	-8.1	パーセント	
目標の根拠	車両の小型化、及び自転車・台車による集配を増やして燃料使用量を削減し、さらに屋内照明のLED化・空調設備の温度管理による電力使用量の削減を図る。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	営業所	事業活動に伴う排出の量 (車両台数)	13.12	12.81	12.60	12.44	-3.84	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	上記目標の実行、及び輸送効率の改善を図り、車両1台当たりの温室効果ガスの排出量の削減を図る。							
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
		90.0	100.0	100.0	118.0			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化						
	(30)年度	エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化						
	(31)年度	エコドライブの推進、屋内の空調管理、蛍光灯の間引き・LED化						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	送迎バスの運行						
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用を推進するため。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都市都心部を中心に環境にやさしいCNG車及びハイブリッド車での集配を行っております。また、地域の小学校や幼稚園に出向き交通安全教室に合わせ環境授業を行っています。							
特記事項	超過削減量667.9トンと、各年度ごとに下記の通り差引します。 「平成29年度(第1年度)」: 222.0トン 「平成30年度(第2年度)」: 222.0トン 「平成31年度(第3年度)」: 223.9トン 合計: 667.9トン							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽仏現寺町1番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 帝産京都自動車株式会社 代表取締役社長 難波 潔 電話075-691-8161					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業	細分類番号	4 3 2 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成29年4月から平成32年3月までの期間において、基準年度より温室効果ガス排出量を4.7%削減する。						
計画を推進するための体制	日々の出庫点呼において、運行管理者(役員)を中心として、アイドリングストップの呼びかけ・指導とエコドライブの推進を徹底する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,268.7 トン	2,261.9 トン	2,256.1 トン	2,252.4 トン	-0.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,241.4 トン	2,261.9 トン	2,256.1 トン	2,252.4 トン	0.7 パーセント	
目標の根拠	バス事業廃止のため長距離の運行が減少する。一方、タクシー事業は台数増加とともに稼働率を上げる計画である。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (車両走行キロ×1/10000)	3.41	3.60	3.59	3.58	5.28 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	走行距離の増加を見越した計画である。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	80.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	営業車及び機器の適正な運転管理に努める。					
	(30)年度	営業車及び機器の適正な運転管理に努める。					
	(31)年度	営業車及び機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	管理部門の社員には電車・バス等の交通機関の利用を進める。					
	上記の措置を採用する理由	旅客運送事業で、乗務員は早朝や深夜の出勤退勤、自動車等を利用した通勤を控えることは難しいため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	イベント等に今後も参加して行く。						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラルタワーズ		平成29年7月31日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 柘植 康英 電話 050-3772-3910					
主たる業種	鉄道業(普通鉄道業)	細分類番号	4	2	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷が少ない鉄道の環境優位性をさらに高め、快適な輸送サービスの提供に努めながらひとりでも多くのお客様に鉄道を選択・利用していただくことで運輸部門として環境負荷の抑制を図り、地球環境保全へ繋げていく。						
計画を推進するための体制	全社的な体制である地球環境連絡会を軸に、所管箇所である関西支社にて具体的な取組みを推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	14,038.8 トン	13,597.5 トン	13,597.5 トン	13,597.5 トン	-3.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	13,597.5 トン	11,387.7 トン	13,597.5 トン	13,597.5 トン	-5.4 パーセント	
目標の根拠	省エネ車両の投入等により、温室効果ガスを削減する。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道車両	事業活動に伴う排出の量 (車両キロ×1/1000)	4.84	4.84	4.84	4.84	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	・エネルギーの使用量と最も密接に関係する車両キロあたりの排出量とした。 ・省エネ車両の投入等により、原単位削減に努める。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	省エネ型車両の投入					
	(30)年度	省エネ型車両の投入					
	(31)年度	省エネ型車両の投入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	通勤経路申請時において、公共機関利用を前提とした通勤方法を指導					
	上記の措置を採用する理由	従来より実施済み					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エネルギー効率が高く、地球環境への負荷が少ない鉄道の環境優位性をさらに高め、快適な輸送サービスの提供に努めながらひとりでも多くのお客様に鉄道を選択・利用していただくことで運輸部門として環境負荷の抑制を図り、地球環境保全へ繋げていく。						
特記事項	超過削減量は平成29年度に2209.8トンの差引を行う。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地) 〒530-8341 大阪府大阪市北区芝田2丁目4番24号		平成30年2月28日 氏名(法人にあつては、名称及び代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社 代表取締役社長兼執行役員 来島 達夫 電話 06-6375-8929					
主たる業種	鉄道事業	細分類番号				4 2 1 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	J R西日本は、グループ会社と一体となって地球環境保護に取り組み、持続的発展が可能な社会の実現に貢献します。						
計画を推進するための体制	地球環境委員会(委員長:社長)及び近畿統括本部地球環境委員会(委員長:近畿統括本部長)を設置して推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,670.6 トン	11,444.5 トン	11,531.4 トン	11,522.8 トン	-1.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,655.3 トン	11,444.5 トン	11,531.4 トン	11,522.8 トン	-1.3 パーセント	
目標の根拠		省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいくことで、特に電気使用量の削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道事業	事業活動に伴う排出の量 (営業キロ×10)	33.34	32.70	32.95	32.92	-1.45 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		原単位の指標は、前計画期間では車両キロとしていたが、環境省の「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策)策定マニュアル」に合わせ、前計画期間から営業キロに変更した。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいく。					
	(30)年度	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいく。					
	(31)年度	省エネ車両投入や省エネ運転、設備機器の適正な運転管理に努めるほか、各職場においてもこまめな節電に取り組んでいく。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	「通勤時における公共交通機関の利用促進」について、点呼等で社員に周知を図っていく。					
	上記の措置を採用する理由	当社は鉄道事業であり、自家用自動車と比較して環境にやさしい公共交通機関(鉄道・バス)の利用促進することにより、地球温暖化防止に貢献していく。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・J-WESTカードによるカーボンオフセット特典等						
特記事項	・上記取り組みのほか、「上下タイキ電方式や直流電力変換装置などの活用(鉄道全体の省エネ化)」「再生可能エネルギーの活用」「オフィス、事業所等の省エネ化」を推進する。 ・弊社規程「社連第12号:本社の業務及び地方機関の長の業務執行に関する規程」により、近畿統括本部長で提出						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月29日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目33番8号サウスゲート新宿		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本貨物鉄道株式会社 代表取締役社長兼社長執行役員 田村 修二 電話 03 - 5367 - 7415					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	「環境にやさしい」鉄道貨物輸送の輸送量向上を通じて、輸送単位あたりの排出量を削減						
計画を推進するための体制	省エネ法に規定されるエネルギー管理統括者(役員)、エネルギー管理企画推進者(実務)、エネルギー管理員(実務)等を設定し施策を推進						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量 (輸送トン×1/10000)	1,294.7 トン	1,326.2 トン	1,314.0 トン	1,292.2 トン	1.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,304.5 トン	1,298.7 トン	1,286.5 トン	1,264.7 トン	-1.6 パーセント	
目標の根拠	平成29年度に設定した「JR貨物グループ中期経営計画2021」に基づき、今後の列車体系効率化、輸送需要等により作成。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	鉄道貨物駅	事業活動に伴う排出の量 (輸送トン×1/10000)	24.18	24.18	24.18	24.18	0.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	平成29年度に設定した「JR貨物グループ中期経営計画2021」に基づき、今後の列車体系効率化、輸送需要等により作成。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	71.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント	85.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い					
	(30)年度	モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い					
	(31)年度	モーダルシフト推進に向けた営業活動及び機器の適正な取り扱い					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	実施予定なし					
	上記の措置を採用する理由	同上					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコレールマーク事業への協賛						
特記事項	超過削減量82.4トンについては各年度に均等割りしている。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都港区東新橋1丁目9番3号		平成30年1月22日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 日本通運株式会社 代表取締役社長 齋柳 充 電話 03-6251-1111					
主たる業種	運輸業	細分類番号				4 4 1 1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	1. 地球規模の環境問題・都市公害の改善に努める 2. 省資源・循環型社会の構築に努める 3. 教育・啓発活動に努める						
計画を推進するための体制	本社に環境問題役員を配置、京都支店 総務、関西美術品支店 管理、関西警送支店 管理を環境保全責任課所として明確にし、従業員に環境保全の重要性を徹底する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,808.9 トン	3,659.2 トン	3,601.9 トン	3,548.0 トン	-5.4 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,648.2 トン	3,452.2 トン	3,394.9 トン	3,340.6 トン	-6.9 パーセント	
目標の根拠		・総電気使用量3%削減を目指す。 ・燃費消費率(軽油)の1%削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所・倉庫	事業活動に伴う排出の量 (輸送数量「t」×1/10000)	48.97	46.35	44.96	43.65	-8.14 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		総電気使用量5%削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		66.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント	66.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	電気使用量・事業用自動車の燃費適正管理					
	(30)年度	電気使用量・事業用自動車の燃費適正管理					
	(31)年度	電気使用量・事業用自動車の燃費適正管理					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	よりCO2排出量の少ない「移動」にチャレンジする「smart move (スマートムーブ) ~地球にやさしい移動にチャレンジ!」キャンペーンの実施。					
	上記の措置を採用する理由	第1年度計画期間以前から実施しているため、引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「チャレンジ25キャンペーン」協賛						
特記事項	・代表者の変更(渡邊健二→齋柳充)※平成29年6月30日より ・京阪淀物流センターの新設※平成28年1月1日より ・第二計画期間の超過削減量621.4トンを使用する。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 28日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区芝田一丁目16番1号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 阪急電鉄株式会社 代表取締役社長 杉山 健博 電話 06-6373-5039					
主たる業種	普通鉄道業	細分類番号	4 2 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年～28年度の平均排出量を基準に、平成29年～31年度の温室効果ガス排出量を年平均1%削減する。						
計画を推進するための体制	委員長を都市交通事業本部長とし、委員を各部の部長・副部长、並びに各部の庶務担当課長とする本部環境推進委員会を必要に応じて開催する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	18,854.9 トン	18,668.1 トン	18,483.2 トン	18,300.1 トン	-2.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	19,583.7 トン	18,124.7 トン	17,939.8 トン	17,756.8 トン	-8.4 パーセント	
	目標の根拠	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等の継続的な実施により、前年比1%以上の排出量削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	車両	事業活動に伴う排出の量 (車両走行距離car・10万km)	11.15	11.03	10.93	10.82	-2.00 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等の継続的な実施により、前年比1%以上の排出量削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		93.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント	93.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	(30)年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
	(31)年度	高効率な新造車両の導入及び既存車両のリニューアル化等を実施					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	早朝・深夜勤務のみ自家用車による出退勤を認めるものとし、自家用車を使用する際は、台数・使用日時を管理する。					
	上記の措置を採用する理由	当社は公共交通機関であることから、通勤手段は基本的に公共交通を使うこととしているが、早朝・深夜に勤務が必要なものについては、公共交通による交通手段の確保ができないため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	摂津市駅では、太陽光発電等の省エネ設備に加え、環境オフセットクレジット(J-VER)を活用し、駅運営により排出されるCO2を実質的にゼロにしている。また、当社で実施している車庫イベントの際に、オリジナルキャラクターショー等を通じた、環境啓発の取り組みを継続的に行っている。						
特記事項	第二計画期間の超過削減量1630.1t-CO2を平成29年度から543.4t-co2、平成30年度から543.4t-co2、平成31年度の排出量から543.3t-co2差し引いて記載している。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年9月26日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 広島県福山市東深津町四丁目20番1号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 福山通運株式会社 代表取締役 小丸 成洋 電話 084-924-2000					
主たる業種	特別積み合せ貨物自動車運送事業	細分類番号	4 4 1 2				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	福山通運グループとして車両燃料におけるCO2排出量を年間2%削減する方針。						
計画を推進するための体制	CSR推進室が中心となって各事業所に取り組みを指示する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	1,719.3 トン	1,689.1 トン	1,664.2 トン	1,592.3 トン	-4.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	1,666.6 トン	1,689.1 トン	1,664.2 トン	1,592.3 トン	-1.1 パーセント	
	目標の根拠	・第二計画期間において目標未達成のため、第三計画期間においては上記目標数値を設定し、CO2削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	ラックターミナ	事業活動に伴う排出の量 (荷扱量×1/100)	25.58	24.95	24.38	23.25	-5.42 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	・第二計画期間において目標未達成のため、第三計画期間においては上記目標数値を設定し、CO2削減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		72.0 パーセント	72.0 パーセント	81.0 パーセント	90.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
	(30)年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
	(31)年度	・効率的な輸送・エコドライブの徹底・モーダルシフトの推進・低公害車の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	許可制をとっており、許可が下りていない従業員は車での通勤を禁止している。					
	上記の措置を採用する理由	自動車通勤へのある程度の抑制に繋がっている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	Fun to Shareや、京都ライトダウンキャンペーンへの参加。						
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽戒光39番地		平成29年9月20日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 丸工自動車運送株式会社 代表取締役社長 木原 泰博 電話 075-681-2101					
主たる業種	運送事業者	細分類番号	4	4	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に、平成31年度の温室ガス排出量を1%以上削減する						
計画を推進するための体制	代表取締役社長を中心に平成28年度を基準とする新たな実行計画の進捗管理を実施する						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,061.3 トン	2,006.3 トン	1,985.3 トン	1,960.9 トン	-3.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,003.3 トン	2,006.3 トン	1,985.3 トン	1,960.9 トン	-1.0 パーセント	
目標の根拠	平成26年度~平成28年度の結果が目標未達成であった為、その3年間の平均値を基準に目標を1%以上の削減とした						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	車輛	事業活動に伴う排出の量 (走行距離 x 1/100000)	44.08	43.15	43.63	44.07	-1.05 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	省エネ運転の励行、及び節電努力により目標達成を目指す。						
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		110.0 パーセント	110.0 パーセント	110.0 パーセント	110.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理					
	(30)年度	アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理					
	(31)年度	アイドリングストップ等の省エネ運転、照明節電及び室内温度の適正管理					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	措置の予定なし					
	上記の措置を採用する理由	出退勤時間及び立地条件等、交通機関の利用に問題がある為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	「DO YOU KYOTO?」プロジェクトに参加 ライトダウンを実施 KESエコロジカルネットワークへの参加						
特記事項	丸工自動車運送㈱ 業務関連						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都市長		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区上鳥羽塔ノ本30-2		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 都タクシー株式会社 代表 取締役 筒井基好					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業						
事業者の区分	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	環境方針・環境活動報告・エコドライブ指針に基づき年平均3%以上のCO2削減を目指す						
計画を推進するための体制	社長を責任者とした組織体制により実施計画の策定及び進捗管理を行う						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	11,919.2 トン	11,198.8 トン	11,198.8 トン	11,198.8 トン	-6.1 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	11,127.8 トン	11,198.8 トン	11,198.8 トン	11,198.8 トン	0.6 パーセント	
目標の根拠		営業車の低燃費車への更新					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 走行距離km/100	2.67	2.51	2.51	2.51	-5.99 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		営業車の低燃費車への更新					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		85.0 パーセント	85.0 パーセント	125.0 パーセント	125.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	営業車の低燃費車への更新による排出量の削減を目指す					
	(30)年度	営業車の低燃費車への更新による排出量の削減を目指す					
	(31)年度	営業車の低燃費車への更新による排出量の削減を目指す					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの実施や社内掲示等による啓蒙活動					
	上記の措置を採用する理由	勤務終了時に他の交通手段がない為					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	社内分別ごみの細分化。地域清掃の実施。エコカー導入						
特記事項							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更				
(宛先) 京都市長		平成 29年 9月 30日				
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区中堂寺筋筒町1番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 彌榮自動車株式会社 代表取締役社長 桑田 佳幸 電話 075-841-6261				
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業	細分類番号	4 3 2 1			
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ				
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで					
基本方針	彌榮自動車株式会社は「京都議定書」を生み出した京都を基盤とする旅客運送事業者として、環境保全活動に取り組み、法令等を遵守し、創業以来培う「安全」「快適」「信頼」を基本とする高品質なサービスの提供により地域に貢献し、企業活動と自然環境の調和を目指して社会的責任を果たします。					
計画を推進するための体制	取締役社長を統括環境保全管理責任者とする環境保全活動推進体制を導入し、常務取締役を統括環境保全推進責任者として本社・各営業センターおよび環境保全推進事務局で取り組みを行っている。					
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事業活動に伴う排出の量	9,538.9 トン	9,494.0 トン	9,449.8 トン	9,406.1 トン	-0.9 パーセント
	評価の対象となる排出の量	9,788.5 トン	9,494.0 トン	9,449.8 トン	9,406.1 トン	-3.5 パーセント
	目標の根拠	事務所等排出部門においては、引き続き節電を継続。輸送車両排出区分においては、アイドリングストップ車両をはじめとした環境対応車両への代替を順次行うほか、エコドライブの取組み等により削減を目指す。				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業車両	6.81	6.78	6.75	6.72	-0.88 パーセント
	事業活動に伴う排出の量 (実車走行距離(万km))					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	環境対応車両の運用による燃費向上、デジタルGPS-AVMシステムの運用による効率的配車(実車走行距離の伸び)、その他エコドライブ等の取り組みを継続し、原単位削減につなげる。				
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考
		90.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)				
	(30)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)				
	(31)年度	アイドリングストップ車両への代替継続。エコドライブ啓発推進。節電(照明消灯・空調の適正温度設定など)				
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	できるだけ自家用車両での通勤を控えることとし、公共交通機関を利用して通勤を行うよう努める。				
	上記の措置を採用する理由	公共交通機関の利用により、自家用自動車等の使用を控え、温室効果ガス排出量削減につなげるため。				
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	LPG車両を主に使用しているタクシーは環境にやさしい交通機関であり、自家用車両からの乗り換え需要にお応えするという形で環境保全に貢献し、公共交通機関の一翼を担う。また、「DO YOU KNOW KYOTO?統一行動ライトダウン」の参加、「京都市エコドライブ推進事業所」としての取り組みも継続している。本年度も引き続き「プラグインハイブリッド」車両をはじめとした環境対応車両の運行を行い、「京都EV・PHV物語」への参加、車両の特性を活用した観光プランの企画運行を行う。また、タクシー車両代替においては、アイドリング・ストップ車両をはじめとした環境対応車両への代替を行う。					
特記事項	平成17年9月より中央営業センターが交通エコロジー・モビリティ財団の「グリーン経営認証」を取得。グリーン経営認証の設定ステップを順次取り組むことで環境保全活動を全社で推進している。平成29年7月13日の更新審査で登録を継続。					

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成29年8月27日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 東京都中央区銀座2丁目16番10号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) ヤマト運輸株式会社 代表取締役社長 長尾 裕 電話 03-3541-3411					
主たる業種	一般貨物自動車運送事業	細分類番号	4 4 1 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均排出量を基準に、平成31年度の温室効果ガス排出量を2%削減させる。						
計画を推進するための体制	京都主管支店安全推進課を中心に、会議等で進捗確認を実施する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	5,686.6 トン	5,618.4 トン	5,586.2 トン	5,554.1 トン	-1.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	5,387.9 トン	5,618.4 トン	5,586.2 トン	5,554.1 トン	3.7 パーセント	
目標の根拠	第二計画期間において第一計画期間より削減できなかったが、自主目標として-2%を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (走行距離×1/100)	98.28	97.10	96.55	95.99	-1.76 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	軽年車両を低公害車両に入替え、エコドライブを推進させる。自転車や台車等での集配作業を推進させ、環境と渋滞緩和に貢献する。						
重点的に実施する取組の実実施計画	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	46.0 パーセント	46.0 パーセント	46.0 パーセント	46.0 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	低公害車両への入替え及びエコドライブの推進。自転車や台車への移行。					
	(30)年度	低公害車両への入替え及びエコドライブの推進。自転車や台車への移行。					
	(31)年度	低公害車両への入替え及びエコドライブの推進。自転車や台車への移行。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	主管支店におけるCSR会議等で、公共交通機関による通勤を促す。					
	上記の措置を採用する理由	京都市内の渋滞緩和と、温室効果ガス排出量を削減させることを目的とする。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの		トン	トン	トン		
合 計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成30年1月31日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市山科区西野離宮町3番地の4		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 洛東タクシー株式会社 代表取締役 杉崎則夫					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送業	細分類番号	4 3 2 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	エコドライブの推進、エネルギー消費効率の改善に努め、排出量削減を目指す。						
計画を推進するための体制	事業統括部長を責任者とした対策本部により実施計画の策定及び進捗管理を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	2,367.8 トン	2,226.5 トン	2,226.5 トン	2,226.5 トン	-6.0 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	2,553.3 トン	2,226.5 トン	2,226.5 トン	2,226.5 トン	-12.8 パーセント	
目標の根拠		新型車両の随時導入、配車の効率化を行い排出量削減を目指す。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業車両	事業活動に伴う排出の量 (走行距離/10000)	2.99	2.81	2.81	2.81	-6.02 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		合理的な走行の実践					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		42.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント	113.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	営業車及び事務所機器の適正な運転管理に努める。					
	(30)年度	営業車及び事務所機器の適正な運転管理に努める。					
	(31)年度	営業車及び事務所機器の適正な運転管理に努める。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	近距離通勤の者に関しては、徒歩か自転車での通勤を奨励する。					
	上記の措置を採用する理由	健康管理の一環及び排出量の低減のため。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区 分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	京都橋大学の企業研修を受け入れ、地球温暖化対策の取り組み等を紹介している。 又、青少年健全育成にも協力をしている。						
特記事項	超過削減量を使用しません。						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

要綱第2号様式

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成 29 年 7 月 31 日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市南区西九条森本町65番地		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 洛陽交運株式会社 取締役社長 桑田 昌宏 電話 075-691-8104					
主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業	細分類番号	4 3 2 1				
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input type="checkbox"/> ア <input checked="" type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	平成26年度から平成28年度の平均の排出量を基準に平成31年度の温室効果ガス排出量を1.0%以上削減する。						
計画を推進するための体制	社長を統括環境保全管理者とする環境保全活動推進部を設置し、環境保全に向けた実施計画を推進する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26~28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,821.6 トン	3,792.3 トン	3,783.5 トン	3,752.1 トン	-1.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,988.1 トン	3,792.3 トン	3,783.5 トン	3,752.1 トン	-5.3 パーセント	
	目標の根拠	7代「リンクストップ」車両を随時購入・全従業員への環境教育・「エコドライブ」の実践・法定点検項目に加え、環境項目での車両点検を行う。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	増減率
	営業車	事業活動に伴う排出の量 (走行キロ÷10,000)	3.07	3.45	3.44	3.41	11.84 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	7代「リンクストップ」車両を随時購入・「エコドライブ」の実践・環境項目での車両点検・GPS配車による効率的な走行を行う。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28)年度	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29)年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
	(30)年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
	(31)年度	現状の体制を維持しつつ、全従業員へのエコドライブ意識の向上をめざす					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	自動車通勤上限6千円、電車バス通勤上限1万5千円、徒歩、自転車は不支給だった通勤手当を、電車バス通勤上限1万5千円、その他は距離に応じ、上限6千円に変更した。					
	上記の措置を採用する理由	第一計画期間から実施。引き続き実施する。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29)年度	第2年度 (30)年度	第3年度 (31)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	全従業員が京エコドライブ宣言に登録し、エコドライブを推進している。						
特記事項	超過削減量を使用しません						

- 注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。